

取引官署 御中

日本銀行業務局

## 電子交換所制度への移行に伴うご協力依頼事項等について

国庫関係事務では、平素より種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

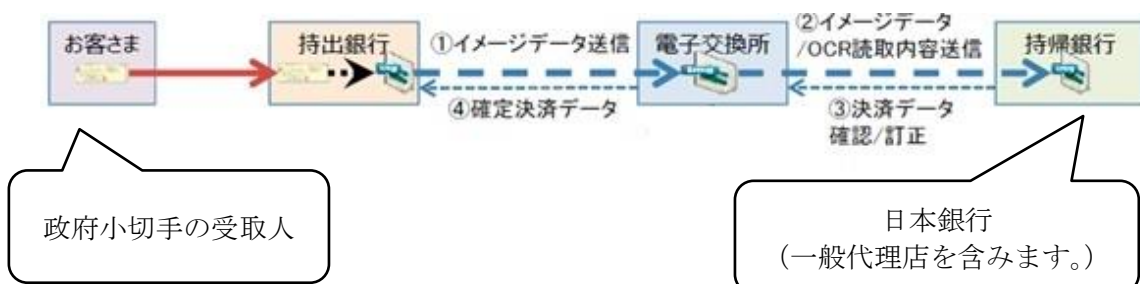
さて、全国銀行協会では、全国の手形交換所での手形・小切手の交換決済を廃止するとともに、本年11月4日に「電子交換所」での交換決済を開始することを予定しており、「政府小切手」についても、電子交換所での交換決済に移行することとなります。

—— 「未来投資戦略2017」（2017年6月閣議決定）において、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が盛り込まれたことを踏まえ、全国の手形交換所での手形・小切手の交換を廃止し、電子交換所を設立することが決定されました。

—— また、金融業界では、2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを最終目標として掲げています。このため、電子交換所は、手形・小切手の全面的な電子化が達成されるまでの過渡的な対応となります。

### （電子交換所の概要）

- 電子交換所では、電子交換所システムにより、手形・小切手の券面の情報（イメージデータ）をOCR読取し、データ化したうえ、銀行間でやり取りを行います。



貴方における政府小切手にかかる主な事務取扱い（紙ベースでの振出し）は不変ですが、下記のとおり、電子交換所制度への移行に伴うご協力依頼事項およびその他の留意事項を取りまとめましたので、ご理解ご協力の程、宜しくお願いいたします。

## 記

### 1. ご協力依頼事項

#### (1) 小切手の記載

##### イ. 全般

- 小切手の記載およびなつ印は、正確明瞭にしてください（「小切手振出等事務取扱規程」第7条。現行取扱いどおり）。

—— 小切手の現物ではなく、イメージデータでの券面確認となりますので、より一層のご協力をお願いいたします。

- 線引き、払出科目の表示または記載事項の訂正の記載やなつ印などを行う場合には、次に掲げる位置に重ならないようにしてください。

—— 電子交換所システム等におけるOCR読取の精度向上のため、ご協力をお願いいたします。次のロ. およびハ. についても同様です。

- ✓ 左上の記番号（アルファベットおよび数字）
- ✓ 銀行名（「日本銀行」）
- ✓ 金額欄
- ✓ 連続番号記載のわく内（ハ. ご参照）
- ✓ 下辺余白部

##### ロ. 金額の記載

- 金額の記入にあたっては、金額改ざんの余地をなくす観点から、所定の金額記載欄に、チェックライターを用い、アラビア数字で記入いただく（「小切手振出等事務取扱規程」第7条）ほか、次のとおりお取扱ください。

- ✓ 金額の冒頭に「¥」記号を、末尾に、「※」、「☆」等の終止記号を記載する（現行取扱いどおり）。
- ✓ 金額欄の左に寄せて記載し、3桁ごとに「,」を記載する（現行取扱いどおり）。
- ✓ 金額欄には、上記事項および金額以外の記入は一切行わない。
- ✓ やむを得ない事情等により、漢数字で記載する場合、アラビア数字の副記が金額欄および銀行名（「日本銀行」）に重なることが無いようにする。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入する。

#### ハ. 連続番号の記載

- 小切手の連続番号は、小切手用紙右上部のわく内に記載してください（現行取扱いどおり）。わく内には、連続番号以外の記入は一切行わないでください。

#### (2) 振出事実の確認

- 電子交換所制度への移行後、日本銀行（一般代理店を含みます。以下同じです。）では、小切手の現物ではなく、イメージデータにより券面内容確認を行うこととなるため、現行対比、券面内容確認がしづらいケースが増加することも想定されます。
  
- なつ印が不鮮明である等、券面内容確認ができない場合には、現行取扱いでも、取引担当官の皆さまに振出の事実を確認させていただいておりますが、上記の場合においても、取引店より取引担当官の皆さまに振出の事実を確認させていただくこととなります。振出の事実の確認をさせていただいた場合には、当日中に速やかに対応いただきますよう、引続き、ご協力の程、宜しく願いいたします。

## 2. その他の留意事項

### (1) 不渡小切手（電子交換所分）への付箋の貼付

- 振出日付後、1年を経過した小切手について、現行取扱いでは、その券面の余白に支払期間経過の旨を記入しておりましたが、電子交換所制度への移行後は、電子交換所において呈示を受けた小切手については、持出銀行において、不渡事由が記載された付箋（参考ご参照）が券面に貼付されることとなります。

—— 日本銀行の店頭（窓口）において呈示を受けた小切手については、引続き、券面の余白に直接記入いたします。

### (2) 券面の確認方法

- 交換日から起算して3か月後の応答日を経過した後に、小切手の券面をご確認されるときは、小切手の現物ではなく、電子交換所システムに登録されているイメージデータまたはこれを印字した紙によりご確認いただくこととなります。

—— 電子交換所制度への移行後は、交換日から起算して3か月後の応当日までは、現物が保管されますが、同日経過後は、保管義務がなくなります。

—— イメージデータは電子交換所システムに11年2か月間保管されます。

- なお、券面をご確認されたい場合には、現行どおり、取引店にご連絡ください。

—— 現物は、持帰銀行である日本銀行ではなく、持出銀行において保管されることとなりますが、貴方における取扱いは不変です。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ

03-3277-2216 (田中(遼)、深津、岩尾)

(参考)

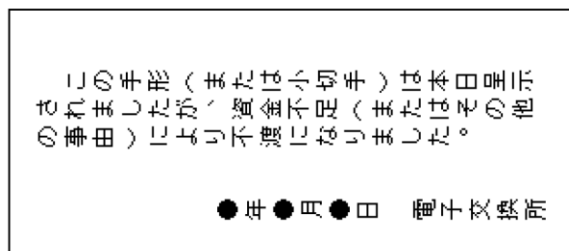
「手形交換の事務取扱い・留意事項」(全国銀行協会作成)の抜粋

② 不渡付箋の貼付に当たっての留意事項

持出銀行は、不渡付箋に交換日と該当する不渡事由(※)を記載して、金額欄の数字が隠れないように手形の表面左肩に貼付する。下端が手形の外に出ないように配慮すること。

なお、押切印の押印は不要とするが、割印は各参加銀行の任意とする。

(※)以下の不渡付箋例の「資金不足(またはその他の事由)」の記載箇所に、不渡返還登録または不渡情報登録された不渡事由を記載する。



日本銀行注：振出日付後、1年を経過した小切手については、「資金不足(またはその他の事由)」の記載箇所に、「呈示期間経過後かつ支払委託の取消」と記載される。